

障害福祉サービス事業所における建築基準法の適用について

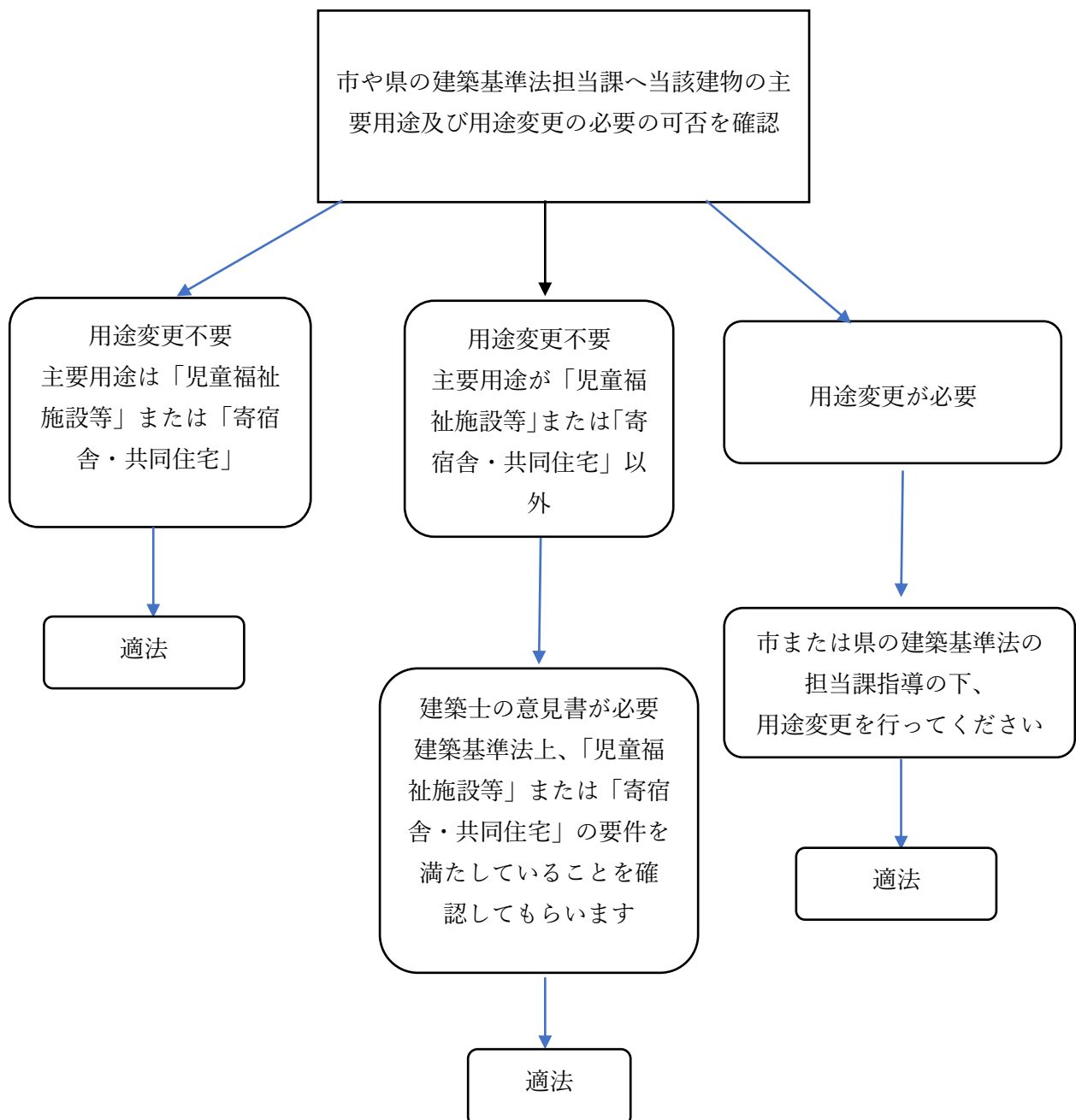
○建築基準法について

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律です。

避難介助度の高い方が利用する障害福祉サービス事業所を行う建物は、「児童福祉施設等」を主要用途として一般的な施設よりも高い基準の保たれた施設であることを必要としています。

また、共同生活援助（グループホーム）では、「寄宿舍」または「共同住宅」の要件を満たす住居であることを確認する必要があります。

○建築基準法に関する確認の流れ



○建築士の意見書について

主要用途の変更が不要な場合でも、専門的な観点から建物が建築基準法上、障害福祉サービス事業を開設するのに適法性が認められる設備基準を備えているか、確認していただく必要があります。

「建築基準法適合状況確認票」をご参照ください。